

eMAXIS Slim 米国株式(S&P500)

投資信託協会分類:追加型投信/海外/株式/インデックス型

本商品は元本確保型の商品ではありません

1.投資方針

【ファンドの目的】

S&P500指数(配当込み、円換算ベース)の値動きに連動する投資成果をめざします。

【ファンドの特色】

S&P500指数(配当込み、円換算ベース)に連動する投資成果をめざして運用を行います。

- ・S&P500指数(配当込み、円換算ベース)をベンチマーク(以下「対象インデックス」という場合があります。)とします。

- ・ファンドの1口当たりの純資産額の変動率を対象インデックスの変動率に一致させることを目的とした運用を行います。

主として対象インデックスに採用されている米国の株式に投資を行います。

- ・対象インデックスとの連動を維持するため、先物取引等を利用し株式の実質投資比率が100%を超える場合があります。

原則として、為替ヘッジは行いません。

市況動向および資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

※S&P500指数®とは、S&Pダウ・ジョーンズ・インデックスLLCが公表している株価指数で、米国の代表的な株価指数の1つです。市場規模、流動性、業種等を勘案して選ばれたニューヨーク証券取引所等に上場および登録されている500銘柄を時価総額で加重平均し指数化したものです。S&P500指数(配当込み、円換算ベース)は、S&P500指数(配当込み)をもとに、委託会社が計算したもので

2.主要投資対象

運用は主に「S&P500インデックスマザーファンド」への投資を通じて、米国の株式へ実質的に投資を行います。

3.主な投資制限

- ・株式への実質投資割合に制限を設けません。

- ・外貨建資産への実質投資割合に制限を設けません。

- ・デリバティブ取引は、価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクを回避する目的ならびに投資対象資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的以外には利用しません。

- ・その他の投資制限もあります。

4.ベンチマーク

S&P500指数(配当込み、円換算ベース)

5.信託設定日

2018年7月3日

6.信託期間

無期限

7.償還条項

委託会社は、以下の場合には、法令および信託約款に定める手続きにしたがい、受託会社と合意のうえ、ファンドを償還させることができます。(任意償還)

- ・受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合

- ・信託期間中において、ファンドを償還せざることが受益者のため有利であると認めるとき、対象インデックスが改廃されたときまたはやむを得ない事情が発生したとき

このほか、監督官庁よりファンドの償還の命令を受けたとき、委託会社の登録取消・解散・業務廃止のときは、原則として、ファンドを償還させます。

委託会社は、ファンドを償還しようとするときは、あらかじめその旨を監督官庁に届け出ます。

8.決算日

毎年4月25日(休業日の場合は翌営業日)

9.信託報酬

運用管理費用(信託報酬)の総額は、以下の通りです。
信託財産の純資産総額×年率0.08140%(税抜 年率0.07400%)以内
信託報酬率ならびに配分(委託会社および販売会社、受託会社)は、ファンドの純資産総額に応じて以下の通りとなります。

ファンドの純資産総額に応じて	信託報酬率 (税込 年率)	配分(税抜 年率)			
		合計	委託会社	販売会社	受託会社
1兆円未満の部分	0.08140%	0.07400%	0.02800%	0.02800%	0.01800%
1兆円以上3兆円未満の部分	0.07700%	0.07000%	0.02400%	0.02800%	0.01800%
3兆円以上5兆円未満の部分	0.07590%	0.06900%	0.02300%	0.02800%	0.01800%
5兆円以上10兆円未満の部分	0.07579%	0.06890%	0.02290%	0.02800%	0.01800%
10兆円以上の部分	0.07568%	0.06880%	0.02280%	0.02800%	0.01800%

※上記各支払先への配分には、別途消費税等相当額がかかります。

(ご参考:上記信託報酬率を用いて計算したファンドの純資産総額ごとの実質信託報酬率の例)

ファンドの純資産総額	5兆9,000億円	6兆4,000億円	6兆9,000億円
実質信託報酬率(税込 年率)	0.07719%	0.07708%	0.07699%

(有価証券の貸付の指図を行った場合)

有価証券の貸付の指図を行った場合には品貸料がファンドの収益として計上されます。

その収益の一部を委託会社と受託会社が受け取ります。

この場合、ファンドの品貸料およびマザーファンドの品貸料のうちファンドに属するとみなした額の49.5%(税抜 45.0%)以内の額が上記の運用管理費用(信託報酬)に追加されます。

委託会社と受託会社が受け取る品貸料の配分は13.5:31.5の割合となります。

10.信託報酬以外のコスト

・信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受託会社の立替えた立替金の利息、借入を行う場合の借入金の利息および借り入れに関する品借料は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

・信託財産に係る監査費用(消費税等相当額を含みます。)は、ファンドの計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に一定率を乗じて得た額とし、信託財産中から支弁します。

・信託財産(投資している投資信託を含みます。)の組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等(消費税等相当額を含みます。)、先物取引・オプション取引等に要する費用および外貨建資産の保管等に要する費用についても信託財産が負担するものとします。

※売買条件等により異なるため、あらかじめ金額または上限額等を記載することはできません。

(注)手数料等については、保有金額または保有期間等により異なるため、あらかじめ合計額等を記載することはできません。

11.購入単位

1円以上1円単位

12.購入価額

ご購入約定日の基準価額

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■当ファンドの募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法第25号)第5条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、加入者のみなさまに対して、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧説を目的とするものではありません。■投資信託は、株式や公社債など値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、投資信託をご購入のお客様に帰属します。

確定拠出年金向け説明資料

eMAXIS Slim 米国株式(S&P500)

投資信託協会分類:追加型投信/海外/株式/インデックス型

本商品は元本確保型の商品ではありません

13. 購入時手数料

ありません。

14. 換金価額

ご売却約定日の基準価額

15. 投資財産留保額

ありません。

16. 収益分配

毎決算時に分配金額を決定します。

分配金額は委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の場合には、分配を行わないことがあります。

分配金額の決定にあたっては、信託財産の成長を優先し、原則として分配を抑制する方針とします。

将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

収益分配金は、原則として再投資されます。

17. お申込不可日等

次に該当する日には、購入・換金はできません。

・ニューヨーク証券取引所の休業日

金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金のお申込みの受付を中止すること、およびすでに受けた購入・換金のお申込みの受付を取消すことがあります。

信託金の限度額に達しない場合でも、ファンダの運用規模・運用効率等を勘案し、市況動向や資金流入の動向等に応じて、購入のお申込みの受付を中止することができます。

また、確定拠出年金制度上、購入・換金のお申込みができる場合がありますので運営管理機関にお問い合わせください。

18. 課税関係

確定拠出年金の積立金の運用にかかる税制が適用されます。

19. 損失の可能性

基準価額は、後述の基準価額の主な変動要因等により、下落する場合があります。したがって、投資者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

20. セーフティーネットの有無

投資信託は、預貯金や保険契約とは異なり、預金保険機構、貯金保険機構、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。

21. 持分の計算方法

基準価額×保有口数

(注) 基準価額が10,000口当たりで表示されている場合は10,000で除してください。

22. 委託会社

三菱UFJアセットマネジメント株式会社
(ファンダの運用の指図等を行います。)

23. 受託会社

三菱UFJ信託銀行株式会社
(ファンダの財産の保管・管理等を行います。)
(再信託受託会社:日本マスタートラスト信託銀行株式会社)

24. 基準価額の主な変動要因等

当ファンダの基準価額は、組み入れている有価証券等の価格変動による影響を受けますが、これらの運用により信託財産に生じた損益はすべて投資者のみなさまに帰属します。

したがって、投資者のみなさまの投資元本が保証されているものではなく、基準価額の下落により損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。

投資信託は預貯金と異なります。

当ファンダの基準価額の変動要因として、主に以下のリスクがあります。(主なリスクであり、以下に限定されるものではありません。)

①価格変動リスク

一般に、株式の価格は個々の企業の活動や業績、市場・経済の状況等を反映して変動するため、当ファンダはその影響を受け組入株式の価格の下落は基準価額の下落要因となります。

②為替変動リスク

組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いませんので、為替変動の影響を大きく受けます。

③信用リスク

組入有価証券等の発行者や取引先等の経営・財務状況が悪化した場合またはそれが予想された場合もしくはこれらに関する外部評価の悪化があった場合等には、当該組入有価証券等の価格が下落することやその価値がなくなること、または利払い・償還金の支払いが滞ることがあります。

④流動性リスク

有価証券等を売却あるいは取得しようとする際に、市場に十分な需要や供給がない場合や取引規制等により十分な流動性の下での取引を行えない場合または取引が不可能となる場合、市場実勢から期待される価格より不利な価格での取引となる可能性があります。

※留意事項

・当ファンダのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリングオフ)の適用はありません。

・有価証券の貸付等においては、取引先の倒産等による決済不履行リスクを伴い、当ファンダが損失を被る可能性があります。

・当ファンダは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当する必要が生じた場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受け付けが中止となる可能性、換金代金のお支払が遅延する可能性があります。

・収益分配金の水準は、必ずしも計算期間における当ファンダの収益の水準を示すものではありません。

収益分配は、計算期間に生じた収益を超えて行われる場合があります。投資者の購入価額によっては、収益分配金の一部または全部が、実質的な元本の一部戻しに相当する場合があります。当ファンダ購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

収益分配金の支払いは、信託財産から行われます。したがって純資産総額の減少、基準価額の下落要因となります。

・当ファンダは、ファミリーファンド方式により運用を行います。そのため、当ファンダが投資対象とするマザーファンドを共有する他のベビーファンドの追加設定・解約によってマザーファンドに売買が生じた場合には、当ファンダの基準価額に影響する場合があります。

・当ファンダは、S&P500指数(配当込み、円換算ベース)の動きに連動することをめざして運用を行いますが、信託報酬、売買委託手数料等を負担すること、株価指数先物取引と当該指数の動きが連動しないこと、売買約定価格と当該指数の評価価格の差が生じること、指数構成銘柄と組入銘柄の違いおよびそれらの構成比に違いが生じること、当該指数を構成する銘柄が変更になること、為替の評価による影響等の要因によりカイ離を生じることがあります。

■当資料は、金融商品取引法に基づく開示資料ではありません。■当ファンダの募集については、委託会社は、金融商品取引法(昭和23年法第25号)第5条の規定により有価証券届出書を関東財務局長に提出し、その届出の効力は発生しております。■当資料は、確定拠出年金法第24条および関連政省令に規定されている「運用の方法に係る情報の提供」に基づき、加入者のみなさまに対して、当商品の内容をご説明するために作成されたものであり、当該投資信託の勧誘を目的とするものではありません。■投資信託は、株式や公社債など値動きのある証券等(外貨建資産に投資する場合には為替リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、元本および運用成果が保証されているものではありません。投資信託の運用による損益は、投資信託をご購入のお客様に帰属します。